

学校いじめ防止基本方針

観音寺市立観音寺小学校

1 基本姿勢

本方針は、平成29年3月、国が改定した「いじめ防止等のための基本的な方針」及び、香川県が定める「香川県いじめ防止基本方針」に準拠する。また、全教職員で全ての教育活動を通じて豊かな心の育成を図り、いじめを早期発見する措置や発見後の対応などについて校内体制の充実を図ることを旨とする。

2 いじめ防止に向けた取組

(1) 学校の組織力を生かす

- ① 全教職員が常に報告・連絡・相談を意識しながら教育活動にあたり、学年団を中心に児童一人ひとりの状況を把握し対応する。
- ② いじめの兆候の有無にかかわらず、教職員は常に危機意識をもち連携して生徒指導にあたる。
- ③ いじめ防止についての指針を明確にするために、「いじめ防止対策委員会」を設置し定期的に委員会を開催する。
- ④ 教育相談担当者やスクールカウンセラーを中心とした、児童及び教職員・保護者対象の相談など、相談体制の充実を図る。また、市教委・警察など関係機関との連携を密にし情報収集にあたる。

(2) 児童の心を育てる

- ① 道徳の授業を中核にした全ての教育活動を通じ、人権・同和教育及び体験活動等を充実させることによって児童の豊かな情操と道徳心を培い、コミュニケーション能力の素地を養う。
- ② 児童会活動・学級活動を通して自尊感情を育成し、自分だけでなく周りの人も大切に思う心を育て、いじめ問題について考え・議論すること等の活動を支援する。

(3) 教職員の指導力を磨く

- ① いじめ防止への意欲向上、道徳の授業力向上、教職員自身の人権感覚を磨き、教育相談の充実、児童理解の一層の向上等、校内研修や職員会・学年団会などを通じて指導力の向上を図る。
- ② 学習指導の工夫と改善による「分かる授業」の徹底により、児童の心の安定を図る。
- ③ インターネット上のいじめについての教職員研修を継続し、現状や最新の対処法等について理解・習得し、計画的かつ即応的な児童や保護者啓発に取り組む。

3 いじめ早期発見のための取組

(1) 児童に対して

- ① 全児童を対象に、いじめ・被害アンケート（ひとりでかかえこまないでアンケート）を毎月1回実施する。
- ② 全児童に対して、学級担任による教育相談を実施したり、教育相談担当者やスクールカウンセラーにより適時にカウンセリングをしたりする等、相談体制の充実を図る。
- ③ 休み時間や昼休み等に、教職員と児童がふれあう時間を確保する。また、掃除や委員会活動、ボランティア活動等の時間にはできるだけ児童とともに活動し、問題行動の早期発見や児童との信頼関係を深めることに努める。

(2) 保護者に対して

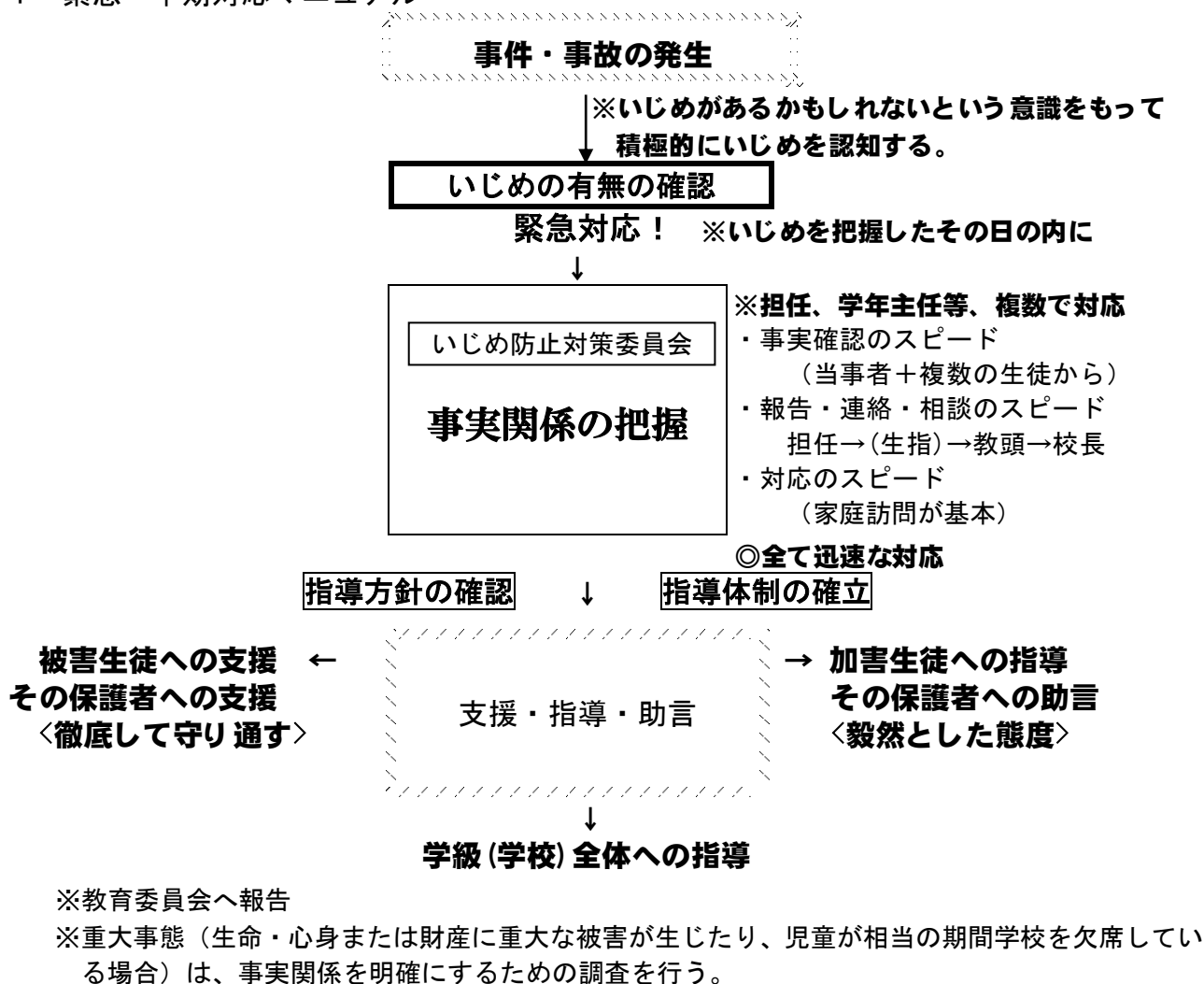
- ① いじめ防止基本方針について、PTA総会や入学式の折に保護者に説明することで、その内容を周知する。また、学校だよりや学年通信・学級通信に、いじめ防止の取組やいじめ早期発見の手立て等を掲載して啓発する。
- ② 保護者を対象に「相談窓口」を開設し、生徒指導担当や教頭・スクールカウンセラー等が対応できるようにし、相談しやすい環境をつくる。

- ③ 毎月1回、学校だよりに「学校の取組に対する御意見・御要望」と題したアンケートを実施し、いじめや生徒指導上の問題行動等に対する保護者の声をすくい上げる機会とする。
- ④ PTA活動を活性化させることにより保護者とのつながりを深め信頼関係を広げる。

(3) 地域に対して

- ① 学校評議員・学校関係者評価委員に「授業参観における児童の様子等」についての意見や感想を聞く機会を設ける。また、地域から聞こえる声を届けてもらう「学校地域モニター制度」を立ち上げ、いじめや生徒指導上の問題行動等に対する地域の声をすくい上げる機会とする。
- ② 学校支援ボランティア「観音寺小学校サポート隊」による支援活動を通じて、地域の見守りを強化する。

4 緊急・早期対応マニュアル



5 対応時の留意点

《これだけはしてはいけない》

- ☆ いじめられた生徒に対し「君にも原因がある」とか「頑張れ」などという指導や安易な励まし。
- ☆ 保護者からの訴えに対して、「うちのクラスにいじめはない」「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などという安易な発言。
- ☆ 電話だけの簡単な対応。